

議案第32号

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成17年松阪市条例第294号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月19日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成17年松阪市条例第294号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第4条の表中「3,240円」を「3,300円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「750円」を「770円」に改める。

第5条の表中「5,720円」を「5,830円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「162,000円」を「165,000円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「16,200円」を「16,500円」に、「9,720円」を「9,900円」に、「97,200円」を「99,000円」に、「86,400円」を「88,000円」に、「162,000円」を「165,000円」に、「43,200円」を「44,000円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「140,400円」を「143,000円」に、「100分の108」を「100分の110」に改める。

第5条の2の表中「502,310円」を「511,620円」に、「25,020円」を「25,480円」に、「334,800円」を「341,000円」に改める。

第6条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第7条の表中「54,000円」を「55,000円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「37,800円」を「38,500円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「97,200円」を「99,000円」に、「86,400円」を「88,000円」に、「75,600円」を「77,000円」に、「64,800円」を「66,000円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「162,000円」を「165,000円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「43,200円」を「44,000円」に、「108,000円～216,000円」を「110,000円～220,000円」に、「5,400円～32,400円」を「5,500円～33,000円」に、「108,000円」を「110,000円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「540円」を「550円」に、「20,520円」を「20,900円」に、「30,240円」を「30,800円」に、「216,000円」を「220,000円」に、「54,000円～108,000円」を「55,000円

～110,000円」に、「324,000円」を「330,000円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「378,000円」を「385,000円」に、「540,000円」を「550,000円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「16,200円」を「16,500円」に、「100分の108」を「100分の110」に改める。

第8条第1項中「3,240円」を「3,300円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、同条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第9条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第10条を次のように改める。

(先進医療に係る使用料)

第10条 先進医療に係る使用料は、次の表に定める額を徴収する。

ニボルマブ静脈内投与及びドセタキセル静脈内投与の併用療法	1サイクルにつき	12,270円
------------------------------	----------	---------

第11条の表中「640円」を「660円」に、「430円」を「440円」に、「820円」を「830円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「5,400円」を「5,500円」に改める。

第11条の2の表中「54,000円～540,000円」を「55,000円～550,000円」に改める。

第12条の表中「3,240円」を「3,300円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「210円」を「220円」に、「540円」を「550円」に、「830円」を「840円」に、「620円」を「630円」に、「510円」を「520円」に、「100分の108」を「100分の110」に、「3,040円」を「3,100円」に改める。

第13条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第10条の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(第10条の改正規定を除く。)による改正後の松阪市民病院使用料及び手数料条例の規定にかかわらず、平成31年10月1日前にこの条例(第10条の改正規定を除く。)による改正前の松阪市民病院使用料及び手数料条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料等の取扱いについては、なお従前の例による。